

閃き塾実行委員会 規約

第1条（名称）

本会は、「閃き塾実行委員会」と称する。

第2条（目的）

- 1 本会は、「閃き塾」の企画・運営・実施を核とする非営利の活動を行うことにより、地域・社会に対して自ら考え、働きかけ、よりよい変化を生み出す人（閃き人）を地域・社会に送り出す。
- 2 本会は、閃き人になる意欲の芽を持つ人が、想いを活動に移す最初の一步を踏み出すために必要な気づきと学びを共有し、互いに応援し合う環境を提供する。
- 3 本会は閃き人がそれぞれの活動で地域・社会に変化をもたらし、互いに影響しあいながら存分に活躍できる社会の実現に寄与する。

第3条（価値観）

本会は次の価値観に沿って行動する。

- 違いを楽しむ。
- 関わりを楽しむ。
- 挑戦を楽しむ。
- “楽しむ”を広げる。

第4条（事業）

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「閃き塾」の企画・運営・実施
- (2) 「閃き塾」修了生のフォローアップの実施
- (3) 講座・イベント・勉強会・交流会等、の企画・運営・実施
- (4) その他、目的達成に必要な事業

第5条（事務局所在地）

本会の所在地を以下に置く。

〒533-0002 大阪市東淀川区北江口4丁目21-19

第6条（会員資格）

会員は資格要件を満たし、かつ排除要件を満たさないことを参加の条件とする。

第1項（会員の種類）

会員には運営を担う実行委員とボランティアスタッフ等として参与するサポート会員の二種類がある。

第2項（会員資格要件）

実行委員は、「閃き塾」修了生または事務局経験者であり、本会の目的および価値観に支持を表明して会費を納入した人。

サポート会員は、本会の目的および価値観に支持を表明して会費を納入した人。

第3項（会員資格排除要件）

暴力団等反社会的勢力の構成員およびこれに関係する人。

営業活動を目的に本会に加入しようとする人。

特定の政治的活動・宗教的活動を目的として本会に加入しようとする人。

第7条（役員）

本会に次の役員を置く。

代 表 2 名

副代表 若干名

会 計 1 名

監 事 1 名

第8条（役員を選任）

- 1 代表・副代表・会計・監事は、総会において選任する。
- 2 代表および副代表は、会員の互選とする。

第9条（役員の任期）

- 1 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、任期途中で辞任を申し出ることができる。

第10条（役員の任務）

- 1 代表は、本会を代表して円滑な運営に努める。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。
- 4 監事は、会計の監査を担う。

第11条（運営）

- 1 総会は、定期総会と緊急に実行委員が召集する臨時総会とする。
- 2 少なくとも年に1回は、会の運営を話し合う定期総会を開催する。
- 3 総会は過半数の出席をもって成立するが、定足数に満たないときは仮総会とする。
- 4 総会と仮総会の議決は、出席会員の総意をもって成立する。ただし仮総会の場合は、決議事項を全会員に通報し、その後1か月以内に会員の過半数が文書または電子文書によって、これに反対しないときは、総会議決として効力を発する。

第12条（会費）

- 1 本会の会費は、入会日にかかわらず年度ごとに3000円とし、原則これを財源として運営費用に充てる。
- 2 納められた会費は一切返還しない。

第13条（会計）

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 本会の会計報告は、会員に向けてSNS上に掲載する。

第14条（規約改正）

本規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

- 1 本規約は、2017（平成29）年10月1日より施行する。
- 2 本規約は、2018（平成30）年4月1日より改正する。